

桜川市第2次総合計画（案）

目次

第1編 序論

第1章 第2次総合計画がめざすもの	2
1. 第2次総合計画の目的	2
2. 第2次総合計画推進の基本姿勢	3
第2章 計画の体系と期間、関連する計画	4
1. 計画の体系	4
2. 計画期間	4
3. 関連する計画	5
第3章 桜川市のこれまでの取り組み	6
第4章 社会の潮流	8
第5章 桜川市のこれからの課題	11
第6章 市民総参加による計画策定	14

第2編 基本構想

第1章 まちづくりの目標	18
1. まちの将来像	18
2. 6つの基本理念	19
3. 6つの政策の柱	20
第2章 人口と財政、土地利用の見通し	26
1. 人口の見通し	26
2. 財政の見通し	28
3. 土地利用の見通し	30

第3編 前期基本計画

第1部 前期基本計画の構成と分野別基本計画	38
序章 前期基本計画の構成	38
第1章 共生 子どもから高齢者まで健康で共生のまちづくり	40
1-1 子育て支援の充実及び少子化対策の推進	40
1-2 健康づくりの推進	42
1-3 地域医療体制の充実	44
1-4 地域福祉の推進	46
1-5 障がい者福祉の充実	48
1-6 高齢者福祉の推進	50
1-7 社会保障制度の健全運営	52

第2章	学び	生きがいを育む学びのまちづくり	54
2-1		学校教育の充実	54
2-2		生涯学習・芸術文化活動の推進	56
2-3		青少年の健全育成	58
2-4		生涯スポーツ活動の振興	60
2-5		文化財の保存・活用	62
第3章	安心	安全安心な暮らしのまちづくり	64
3-1		防災・消防対策の充実	64
3-2		防犯及び消費生活対策の推進	66
3-3		交通安全対策の推進	68
第4章	活力	活力ある産業のまちづくり	70
4-1		農林業の振興	70
4-2		商工業の振興	72
4-3		観光の振興	74
第5章	快適	快適な暮らしのまちづくり	76
5-1		計画的な土地利用の推進	76
5-2		景観の良い住環境の保全	78
5-3		道路網の整備	80
5-4		公共交通の充実	82
5-5		下水道の整備	84
5-6		上水道の整備	86
5-7		廃棄物の抑制と適切な処理	88
5-8		生活環境の保全	90
第6章	自治	みんなで築く自治のまちづくり	92
6-1		市民協働のまちづくり	92
6-2		人権尊重のまちづくり	94
6-3		時代に合った自治体運営	96
6-4		組織経営と人事マネジメントの充実	98
6-5		健全な財政運営の推進	100
第2部		ヤマザクラと市民の幸せを咲かせるプロジェクト	102
1.		ヤマザクラのまちをつくります	102
2.		ずっと住みたいまちをつくります	102
3.		子どもと子育てを応援するまちをつくります	103
4.		地域経済が元気なまちをつくります	103

第 1 編 序論

第 1 章 第 2 次総合計画がめざすもの

1. 第 2 次総合計画の目的

総合計画は、総合的かつ計画的な市政の運営を図るための市の最上位計画であり、将来における市のあるべき姿と進むべき方向について定めるものです。また、市民、各種団体、企業、行政など、市に関わるすべての人々が、共に理解し協力して取り組むまちづくりの目標を定めるとともに、自主・自立を基本とする責任ある行政運営を進めるための指針となるものです。

合併後これまでの 10 年

本市では、2007（平成 19）年 3 月にまちづくりの指針として第 1 次総合計画を策定し、「自治」「安心」「育成」「調和」「自立」の 5 つの基本理念のもと市の将来像である「伝統と豊かな自然に恵まれた田園文化都市 やすらぎのまち 桜川」の実現をめざして、効果的かつ効率的な行財政運営を進めてきました。この第 1 次総合計画は、「新市建設計画」の方針を踏まえて策定したもので、合併前旧町村の枠を超えて一つになることを目指した新しい桜川市を築くための計画でした。

それから 10 年、本格的な人口減少、少子高齢化社会の到来、東日本大震災や異常気象による大規模災害の発生、エネルギー問題、社会・経済のグローバル化の進展など、本市を取り巻く情勢は大きく変化しました。また、厳しい財政状況に直面する中で地方分権が推進され、地方自治体には自らの判断と責任により、地域の実情に沿った行財政運営が求められています。

新しい時代を切り拓く次の 10 年へ

このような社会の変化の中、合併後 10 年を経過した本市では、市民の心が真に一つになり、市民が主体となって新しい時代を切り拓いていくことが必要です。

そこで、引き続き第 1 次総合計画（新市建設計画を含む）を踏まえつつ、全ての市民が力を合わせ、より魅力的で誇りを感じられるまちを築くために、まちづくりの長期的な指針として「桜川市第 2 次総合計画」を策定しました。

2. 第2次総合計画推進の基本姿勢

(1) 総合計画を基軸とした自治体運営

国や多くの地方自治体の税収が減少していく中で、限りある財源を有効に活用して、何を行うかで地域の豊かさに差がついてきます。そこで、本市が進めるべき政策を選択し、政策間での優先度を明らかにした総合計画を策定すると共に、それを自治体運営の軸に据え、計画的・長期的な政策展開を行う計画行政を推進していきます。

(2) 総合計画の規範性、実効性

総合計画には、施策実施の基準・根拠となる規範性が必要であり、そのために市民・行政・議会などが参加し、合意による計画の策定を行うことが大切です。

また、総合計画を基に施策を実施し成果をあげるという実効性を高めるために、評価や予算編成との連動など効果的な計画を基軸とする行政運営システムを構築します。

(3) 進行管理と評価

第2次総合計画で取り組むまちづくりの目標の実現性を担保するため、「計画⇒実行⇒評価⇒見直し⇒計画」のサイクルに沿って進行管理を行います。このサイクルにおける行政評価については、計画の実効性を高めるため、内部評価により職員の意識向上を図るとともに、外部委員による評価によって評価の客観性を担保し、それらの評価結果を公表することで行政運営の透明化に努めます。

(4) 計画と予算編成の連動

施策を確実に実施していくため、市の財政状況を踏まえた向こう3か年の実施計画をローリング方式で毎年策定し、総合計画を基軸とする計画的な行政運営を進めます。

実施計画は前年度予算の評価による見直しを前提とし、3か年にわたる実施計画の1年度目を、次年度予算の主要部分として、予算編成が行われる行政サイクルを完成させ、未来に向けた計画的な行政運営を行います。

(5) 継続的な市民意向の反映

計画の進行管理を行うにあたり、市民の市に対する意向を定期的に調査し、その結果を施策に反映させ、より良いまちづくりを展開していきます。

(6) 計画の見直し

計画期間中に、市政や社会経済状況の変化、大規模災害の発生など、本市を取り巻く情勢が著しく変化し、計画内容を見直すことが望ましい場合には、基本計画の見直しを行います。

第2章 計画の体系と期間、関連する計画

1. 計画の体系

総合計画は、計画的かつ効率的な行政運営を行うため、基本構想、基本計画及び実施計画で構成されます。目指すまちの将来像を定める「基本構想」を大きな目的とすると、その目的を達成するための手段（施策）が「基本計画」、その手段の具体的な進め方（事業）を明示するものが「実施計画」です。

なお、総合計画が市の政策を定める最上位の計画として、より実行性のある計画とするため、政策分野ごとの個別計画を整合させます。

2. 計画期間

基本構想は期間を2017（平成29）年度から2026（平成38）年度まで10年間とします。

基本計画は社会経済情勢などの変化に対応するため、基本構想の中間期に見直しを行い、前半を前期基本計画、後半を後期基本計画とします。前期基本計画は期間を2017（平成29）年度から2021（平成33）年度までの5年間とし、後期基本計画は期間を2022（平成34）年度から2026（平成38）年度までの5年間とします。

実施計画は、基本計画に掲げられている事業を実施していくための3か年計画とし、毎年度評価と見直しを行います。

＜桜川市第2次総合計画の期間＞

2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	
	策定準備	策定期間	基本構想（10年間）									
	策定準備	策定期間	前期基本計画（5年間）									
						策定準備	策定期間	後期基本計画（5年間）				
	策定期間	実施計画						※毎年度見直しを行う 3ヶ年計画				

3. 関連する計画

(1) 新市建設計画

新市建設計画（2005（平成17）年4月策定）は、合併（2005（平成17）年10月）後の新市建設を総合的かつ効果的に推進するため、新市のまちづくりの基本方針などを明示し、合併特例法などに基づく様々な財政措置を受ける前提となる計画です。第1次総合計画には、新市建設計画から継承されたまちづくりの施策や事業が位置付けられ、第2次総合計画にも引き続き位置付けられます。

(2) まち・ひと・しごと創生総合戦略

①総合戦略の策定

本市では、2016（平成28）年3月に、国のまち・ひと・しごと創生法第10条に基づく地方版総合戦略として、2015（平成27）年度から2019（平成31）年度まで5か年における地方創生に向けた目標や施策、具体的な事業をまとめた「桜川市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。

②総合戦略の概要

本市の総合戦略では、桜川市らしい魅力ある雇用の創出、桜川市に住みたいという郷土愛の醸成、子どもからお年寄りまで支え合い生涯活躍できる社会の形成により、真に持続可能な桜川市の暮らしづくりに向け、以下の重点プロジェクトを掲げています。

- (i) 地元の魅力で稼ぐ農業づくり推進プロジェクト
- (ii) さくらがわ地域DMO（※1）形成プロジェクト
- (iii) さくらがわ生涯活躍のまちプロジェクト
- (iv) 持続可能な暮らしづくり・小さな拠点形成プロジェクト
- (v) 行財政改革プロジェクト

③総合戦略の位置付け

総合計画は、自治体の最上位計画として総合的なまちづくりの方向性を定めるものであり、長期的なまちづくりの指針となるものです。一方、総合戦略は、地方創生を推進し、将来にわたって活力あるまちを維持する目的に特化したものであり、5年間という中期の目標と具体的な施策、客観的な成果指標を定めたものです。よって、総合計画の中に総合戦略は内包されます。

【用語解説】

（※1）DMOとは、Destination Marketing/Management Organizationの略で、地域全体の観光マネジメントを一本化する、着地型観光プラットフォーム組織を指します。

第3章 桜川市のこれまでの取り組み

本市では、2007（平成19）年3月に策定した第1次総合計画において「市民と行政による豊かな地域の自治づくり」「安心とやすらぎのある健康福祉社会づくり」「豊かな心と生きがいを育む教育・文化環境づくり」「快適で潤いのある生活環境づくり」「魅力と活力ある産業社会づくり」の5つの基本政策を掲げ、まちづくりに取り組んできました。それぞれの基本政策においては、以下のような主な取り組みを行ってきました。

1. 市民と行政による豊かな地域の自治づくり

市民の声を行政運営に反映させるため、市民の日や地区懇談会、市政モニター、ご意見ボックス設置などを行いました。また、市民の行政サービス利便性向上のため、平日の延長窓口、休日窓口を開設しました。

一方、行政の効果的・効率的運営に向けて、桜川市行財政改革大綱に基づく行財政改革を進め、行政組織の機構改革や人事評価制度の導入を行いました。

2. 安心とやすらぎのある健康福祉社会づくり

子育てしやすい環境の整備として、学童保育（子育てクラブ）や延長保育に取り組み、子育て支援センターの設置を行いました。また、他自治体と連携した結婚応援にも積極的に取り組みました。

一方、全ての市民が健康で幸せな生活を送るため、健康診査の充実を図ると共に、市民の介護予防や日々の暮らしを様々な側面からサポートする地域包括支援センターを設置しました。また、救急医療など地域医療体制の充実を目的に、さくらがわ地域医療センター及び新中核病院の整備に着手しました。

3. 豊かな心と生きがいを育む教育・文化環境づくり

子どもたちが安心して学べる環境を築くため、老朽化した大和中学校や学校給食センターを建設したほか、小中学校の校舎や体育館の耐震化に取り組むと共に、不登校の児童生徒を支援する桜川市教育支援センター「さくらの広場」を設置しました。また、子どもたちへの適正な学習環境の確保を目的とした小中一貫教育と適正規模・適正配置に着手しました。

一方、歴史文化の振興と継承のため、真壁伝承館の建設や旧真壁郵便局の整備などに取り組むと共に、国史跡真壁城址の発掘や整備を継続して進めています。また、真壁地区の市街地は、2010（平成22）年に国の重要伝統的建造物群保存地区の選定を受けました。

さらに、生涯に渡る健康を目的に、市民が主体的に運営し、幅広い世代の市民がさまざまなスポーツを楽しめる「桜川スマイルクラブ」を設置しました。

4. 快適で潤いのある生活環境づくり

市民がより安心した暮らしを送れるよう、防災行政無線のデジタル化を行うと共に、地域住民が災害から「自分たちの地域は自分たちで守る」ことを目的とする自主防災組織を結成しました。また、消費生活に関するトラブルから市民を守る消費生活センターを設置しました。

一方、市民の快適な生活環境を築くため、市民の足の確保としてデマンドタクシーやバスを運行したほか、電線の地中化により景観の維持形成を図りました。また、桜川筑西ⅠC周辺都市整備構想を策定し、桜川筑西ⅠC周辺のまちづくりの方針を示しました。

5. 魅力と活力ある産業社会づくり

地場産業である石材業の活性化を図るため、石材業者と協力して大和の石まつりやストーンフェスティバルを開催すると共に、農業の振興を図るため、生産者団体と連携して小玉スイカなど農産物のブランド化に取り組みました。また、新たな雇用の創出を目的として企業誘致を推進しました。

一方、観光による交流人口の増加を図るため、市民主体の取り組みである真壁のひなまつりを行い、毎年10万人を超える観光客が訪れました。また、新たな観光資源として「桜川のサクラ」や高峯のヤマザクラへの市民による取り組みが進められ、多くの観光客が訪れるようになりました。

第4章 社会の潮流

公共の福祉と市民生活の向上を実現していく上で、新たな時代の流れに対応できる行政が求められており、以下のとおり社会の潮流を整理しました。

1. 少子化と人口減少

日本の人口は2008（平成20）年12月の1億2809万9千人をピークに、若干の増減を繰り返した後、2010（平成22）年から減少を続けています。その背景には、人口を維持するために必要とされる合計特殊出生率2.07程度に対し、全国で1.42（2014（平成26）年）という少子化の進行があり、少子化傾向は今後も続くと言料されています。

2. 子育てしやすい環境への需要の高まり

全国的に核家族化や共働き世帯の増加、地域のつながりの希薄化などが進む中、若い人達は、安心して結婚や出産、子育てができる環境を求めています。

3. 人口構成の高齢化

日本の高齢人口は急増しており、65歳以上の老年人口割合は全国が26.0%、茨城県が25.8%（2014（平成26）年10月1日現在）で、今後も増加し続ける見込みです。第二次ベビーブーム期（1971（昭和46）年～1974（昭和49）年）に生まれた世代が65歳以上となる2040（平成52）年には、36.1%（国立社会保障・人口問題研究所推計）になると見込まれています。

4. 医療・介護への高まる需要

高齢化の進展に伴い、高齢者の医療・介護への需要が高まっています。このような中、可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを生涯に渡り続けられるよう、全国的に地域包括ケアシステムの構築が進められています。

また、多くの地域では医師不足や医師の診療科偏在などが問題になっており、安心して医療を受けられる診療体制の整備が求められています。

5. 教育のあり方の変化

少子化、グローバル化が急速に進展する中、社会において自立的に生きるための学力・心・体の調和のとれた人材を育む教育が推進されています。また、より良い教育環境を築くため、学校の統合による適正規模・適正配置が進められています。さらに、全国的に核家族や共働き世帯が増える中で、学校・家庭・地域の連携により、地域で子どもを育てる意識を持つことが重要になってきています。

6. 安全安心志向の高まり

東日本大震災以降、全国的に人々の自然災害への危機意識とコミュニティの重要性への認識は高まり、地域防災体制の強化が進められています。また、多発する凶悪犯罪など日常生活に潜む様々な危険に対しても、安全安心への関心が益々高まっています。

7. 地域経済の停滞

日本の総人口が減少する中で、大都市部に人口が集中しており、地域経済は特に若者層の流出による労働力の減少により停滞しています。地域経済の停滞は、生活利便性や地域の活力の低下を通じて、さらなる人口減少に繋がるという悪循環を招いています。

8. グローバル化の進展

情報技術の目覚ましい進歩などに伴い、経済活動のグローバル化が急速に進んでいます。また、国内では外国人労働者や留学生が増えており、近年急増している外国人観光客も東京オリンピック・パラリンピックに向けて一層増加すると予想されることから、各地域では、案内板やホームページの外国語表記、インバウンド推進などグローバル化への対応を進めています。

9. コンパクトシティの形成

人口減少や高齢化の進展、インフラの老朽化と公共投資財源の減少、環境負荷への意識の高まりなどを背景に、これらの課題に対応した有効な政策手段として、市街地に各種都市機能を集約したコンパクトシティの形成を推進する地域が現れています。

10. 地球規模での環境問題への対応

温室効果ガスの増加による地球温暖化の進展は、世界的に異常気象の発生や食糧生産への悪影響など、人類の存続を揺るがす深刻な問題を引き起こしています。国内では住民や事業者など全ての活動主体が、環境に対して高い意識を持ち、環境負荷を軽減する責任ある行動をとることで、資源循環型社会の構築を進めています。

11. 価値観・ニーズの多様化

日本では、今日の社会情勢の著しい変化などを背景に、人々の価値観やニーズが「物の豊かさ」から「心の豊かさ」を重視する傾向に変化しており、個人の個性や多様性を尊重する意識が強まっています。

12. 市民のまちづくり参加意識の高まり

全国的にボランティア活動をはじめとする社会貢献活動への人々の意識は高まっており、まちづくりに積極的に参加する住民が増えてきています。このような中、住民と行政が対等なパートナーとして情報や課題を共有し、共に取り組む協働によるまちづくりが広まってきています。

13. 一億総活躍社会の推進

日本では、人口減少により地域の活力低下が懸念される中、若者も、高齢者も、女性も、男性も、障がいのある方も、一度失敗を経験した方も、一人ひとりが家庭・地域・職場でその個性と能力を十分に発揮し、活躍できる社会の実現が進められています。

14. 高度情報化の進展

情報通信技術の飛躍的進歩を背景に、国内ではマイナンバー制度が導入されるなど生活の利便性が大きく向上しています。また、近年は人工知能技術の進展に対する関心が高まっています。一方で、コンピューターウイルスの蔓延や情報漏えいなどに対する情報セキュリティ対策、膨大な情報の中からの必要な情報の選択など、情報の取り扱いについてはさまざまな課題が生じています。

15. 地域主権の進展

全国で、地域がそれぞれの特徴を活かして、魅力的で住み続けられるまちを築く地方創生の取り組みが行われています。この地方創生の実現に向け、地方自治体は、自治体間の連携を図りつつ、自らの責任と判断により多様化する行政課題や市民ニーズに的確に対応する地域主権の確立を進めています。

第5章 桜川市のこれからの課題

ここまで整理した桜川市のこれまでの取り組みと社会の潮流を踏まえ、第2次総合計画において解決に向けて取り組むべき課題の中から、桜川市が直面しているこれからの課題を7点整理しました。

1. 人口減少と少子・高齢化への対応

本市では、転出や出生数の低下などにより人口の減少が続いています。

人口を維持するためには、合計特殊出生率が2.07程度必要とされますが、全国では1.42、茨城県では1.43（2014（平成26）年）のところ、桜川市は1.36（2008（平成20）年～2012（平成24）年、ベイズ推定値（※1））にとどまっています。そこで、ワーク・ライフ・バランスの施策を推進して、若い世代が安心して結婚、妊娠、出産、子育てができる環境を整えて出生率を改善させる必要があります。

一方、急速な高齢化の進展によって、桜川市では65歳以上の高齢人口割合が29.6%（2015（平成27）年7月1日現在）となっており、医療機関の整備など地域医療体制の確保や介護サービスの充実、地域での支え合いなど高齢者の生活環境向上を図ることが必要です。また、今後も医療費や介護給付費の増加など、社会保障費の増加が予想されるため、予防による健康増進や生きがいづくりなどの施策の充実が必要です。

市民の誰もが住み慣れた地域の中で幸せを感じながら、いつまでも安心して暮らすことができる環境づくりが重要になっています。

2. 教育と文化の振興

教育は、次世代の人材を育成するという使命を担う、まちづくりの基本となるものです。少子化、グローバル化が急速に進む中、子どもたちが社会において自立的に生きるための「確かな学力」・「豊かな心」・「健やかな体」を育む教育を推進すると共に、生涯にわたり学び、スポーツに親しめる環境を整備することが大切です。また、より良い教育環境の構築に向けて、学校の小中一貫教育と適正規模・適正配置を全市的に進めることが必要です。

さらに、本市の多様な地域資源や文化などについて学ぶ機会を広げ、地域に愛着を持つ心を養うことが大切です。そのために、ヤマザクラをはじめとした地域の優れた自然資源の活用など、特色ある教育の実践が求められています。

一方、市民が質の高い文化活動を展開できる環境を築き、歴史や文化をいかした本市の新たな魅力を創出することが大切です。市民の豊かで幸せな暮らしを創るためには、学びの場の充実を図り、地域に根ざした伝統文化の継承や本市ならではの特色ある文化・芸術活動を推進していくことが重要です。

【用語解説】

（※1）ベイズ推定値とは、市区町村単位では出生数などの標本数が少なく、偶然変動の影響を受けて数値が不安定な動きを示すことから、ベイズ統計による推定の適用を行って算出した値です。

3. 安全安心なまちづくり

近年、東日本大震災の発生や豪雨、竜巻など異常気象による自然災害の頻発などにより、災害対策の抜本的な見直しが求められています。災害に強いまちの実現には、防災対策の拠点となる庁舎の整備など行政による防災体制の強化はもとより、市民一人ひとりが高い防災意識を持ち、地域住民による自助と共助の総合的な取り組みが必要です。

また、市民が安全に安心して暮らすためには、交通事故や犯罪、消費生活トラブルなど、日常において身近に存在する危険や不安への対応が必要不可欠です。そのためには、地域、警察、学校、行政などが情報を共有し、連携して防犯・監視体制の強化に取り組むことが重要です。また、全ての市民が犯罪を許さないという強い意識を持ち、共に助け合う体制を築くことも必要です。

4. 経済の活性化

経済のグローバル化や高度情報化の進展を背景に、国内の産業構造は変化が続いており、本市においても様々な業種において対応が必要となっています。石材業や農業などの地場産業及び商工業については、ブランド化、ITの活用、海外を含めた新規販路の開拓、観光との連携などによる魅力の向上を図ると共に、企業誘致を促進して、地域の経済を活性化させていくことが重要です。

また、市民が主体となり観光まちづくりを進めることによって、交流人口の増大を図り、それにより雇用を創出することが必要となっています。

5. 移住・定住の促進

本市は、就職や就学による若年層の転出が転入を大きく超過し、地域の経済を担う労働力人口の減少が進んでいます。人口減少に歯止めをかけるためには、人が住みたくなくなる魅力的なまちをつくるとともに新たな雇用を創出し、移住・定住への支援に積極的に取り組む必要があります。

こうしたなかで、ヤマザクラをはじめとする魅力的な自然資源に富んだ本市では、これらの自然環境と調和したゆとりある住環境を築くとともに、都市機能を集約した拠点を整備し、双方をネットワークで繋ぐ循環型社会の形成を図ることが求められています。また、移住・定住への支援にあたっては、近年急速に顕在化している空き家の有効活用を促進することが必要です。

6. 協働によるまちづくり

地域の抱える様々な課題解決のためには、市民、企業、学校、行政が情報を共有し、協力関係を築いて取り組むことが重要です。

そのような中、元気で意欲のある高齢者や女性、障がいのある方などあらゆる市民が、それぞれが持つ多様な知識や経験を活かして地域の中で支え合う体制の構築が必要です。

また、地域コミュニティや各種市民団体の活動について、若年層の参加や活動ノウハウの継承など次世代に繋げるまちづくりの仕組みを構築することが必要となっています。

7. 効果的・効率的な自治体運営

本市では、労働力人口の減少や雇用形態の変化などによる税収の減少が懸念されています。また、高齢者や子育て世代などに対する社会保障費や福祉施策の経費、公共施設の老朽化対策費用など、経常的な支出が大きくなってきており、桜川市を取り巻く行財政環境は一層厳しさを増してきています。

総合計画を基軸とした効果的・効率的な自治体運営を行い、行財政の改革、財源の安定的確保と効果的・重点的な予算執行、人的資源の有効活用などをより一層推進していく必要があります。

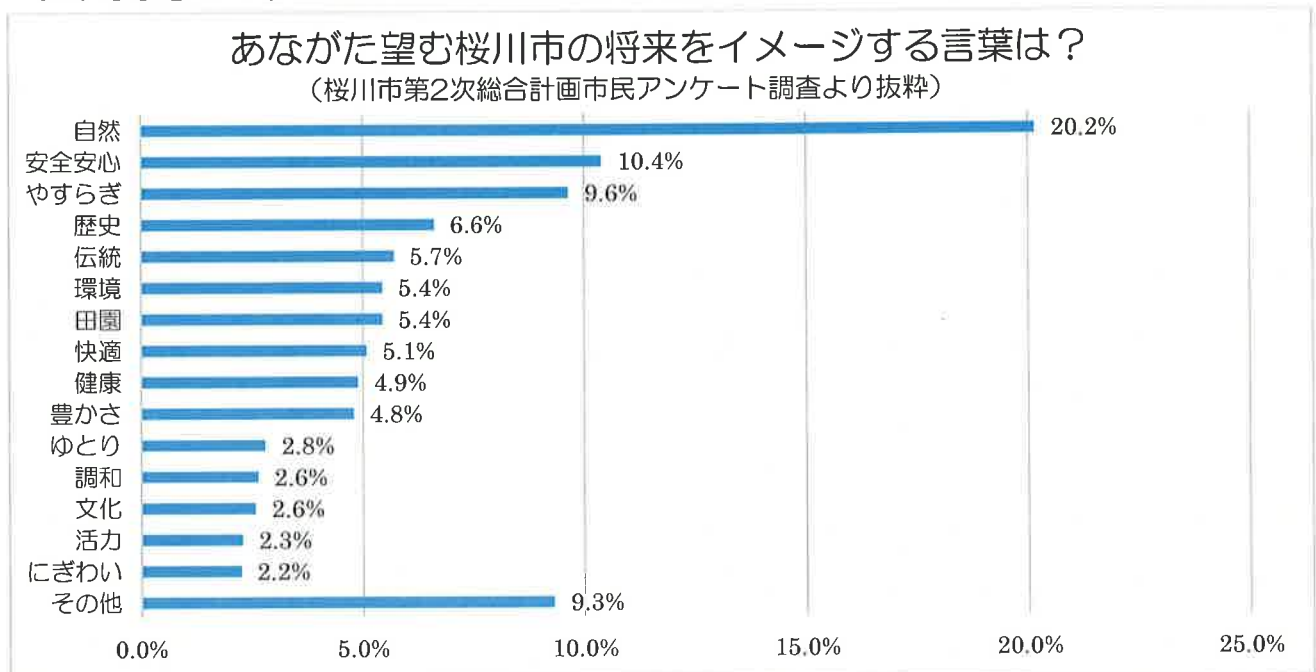
第6章 市民総参加による計画策定

市民、市議会議員、行政職員など皆が計画策定に参加し、皆の力で作りあげる総合計画を目指し、そのための様々な機会を設けました。

1. 市民アンケート、親子アンケート、保護者アンケート調査

本計画の策定にあたっては、多くの市民の意向を計画に反映するため、2016(平成28)年4月に18歳以上の市民5,000名(有効回答数1,127件、有効回収率22.54%)を対象に市民アンケート調査、小学4年生と中学2年生の親子746組(有効回答数623件、有効回収率83.51%)を対象に親子アンケート調査、5・6歳児の保護者591名(有効回答数488件、有効回収率82.57%)を対象に保護者アンケート調査を実施しました。

市民アンケート調査によると、本市の将来像をイメージする言葉については、「自然」が2割強と最も多く、次いで「安全安心」、「やすらぎ」となっており、これからの本市におけるまちづくりの重要な要素になると考えられます。



2. 総合計画審議会

各種団体の役員や市議会議員、有識者、行政職員で構成される総合計画審議会を設置し、市長の諮問に応じて、答申を行いました。本計画は市民参加により策定するという方向付けをし、内容について多方面の知識や経験を活かした協議を行いました。

3. 総合計画策定委員会

副市長、教育長、行政職員で構成される総合計画策定委員会を設置し、本計画策定について必要な事項の調整、協議を行いました。

4. 総合計画策定ワーキングチーム会議

本計画策定に向けて、市民と行政職員が集まり、桜川市が目指すまちづくりの目標や「健康福祉」「教育文化」「生活基盤整備」「産業経済」「コミュニティ行政」の各分野における取り組みについて協議を行いました。市の課題やまちの将来像、各分野の取り組み内容や市民と行政の役割などについて、様々な意見が出されました。

市の課題として、少子化や子育て、地域医療、教育、ヤマザクラなど地域資源の活用、地場産業の活性化などがあげられました。



(総合計画策定ワーキングチーム会議の様子)

5. パブリックコメント

総合計画案を市役所各庁舎やホームページで公表し、広く市民の意見を募りました。

6. 議会の議決

桜川市議会の議決に付すべき自治事務に関する条例第2条に基づき、総合計画の基本構想が議会での議決を経て確定しました。

第2編 基本構想

第1章 まちづくりの目標

1. まちの将来像

桜川市の地域特性を踏まえ、本市の目指すまちの将来像を次のように定めます。

(まちの将来像)

『ヤマザクラと市民の幸せが咲くまち 桜川』

(まちの将来像について)

桜川市は、三方を山並みに囲まれ、市の中央部を桜川が流れる豊かな自然環境に恵まれたまちです。その豊かな自然を代表するのが、山々に数多く群生するヤマザクラです。

ヤマザクラは、一本一本が異なる遺伝子を持ち、一つとして同じものがないことが特徴です。そして、それが集まると全体ではここでしか眺望できない景色を織り成します。

これは人が暮らすまちの姿に重なります。まちの人たち一人ひとりとは個々の異なる個性を持ちます。そして、それらの個性が結びつくことによって、まちの姿は創られていきます。

桜川市は、市民がヤマザクラという地域の宝に誇りを持ちながらそれぞれの個性を発揮しつつ力を合わせることで、皆が笑顔で幸せを感じられるまちを目指します。

2. 6つの基本理念

本市の目指すまちの将来像『ヤマザクラと市民の幸せが咲くまち 桜川』を実現するため、6つの基本理念を掲げます。

共生 学び 安心 活力 快適 自治

I. 共生 子どもから高齢者まで健康で共生するまちづくり

市民が互いに協力し助け合って共生し、生涯にわたって、健やかな体と豊かな心で暮らすことができるまちづくりを目指します。

II. 学び 生きがいを育む学びのまちづくり

将来を担う人材を育成し、あらゆる世代の人々が、地域の歴史・文化を学び心身を育むまちづくりを目指します。

III. 安心 安全安心な暮らしのまちづくり

犯罪がなく災害に強い、安全で安心して暮らすことができるまちづくりを目指します。

IV. 活力 活力ある産業のまちづくり

地域の資源を生かした農林・商工・観光産業が活力に溢れ、地域内における経済循環が活発なまちづくりを目指します。

V. 快適 快適な暮らしのまちづくり

豊かな自然環境に包まれ、快適で暮らしやすい生活環境が整ったまちづくりを目指します。

VI. 自治 みんなで築く自治のまちづくり

市民と行政が協働で地域を築き、効果的・効率的な行財政運営を推進する自治のまちづくりを目指します。

3. 6つの政策の柱

本計画では、まちづくりの6つの基本理念を政策の柱として設定し、それをもとに具体的な施策を展開していきます。

I. **共生** 子どもから高齢者まで健康で共生するまちづくり

市民が互いに協力し助け合って共生し、生涯にわたって、健やかな体と豊かな心で暮らすことができるまちづくりを目指します。

(1) 子育て支援の充実及び少子化対策の推進

次世代を担う子どもたちが、のびのびと育つことができるように、保育環境の充実など子どもを生み育てやすい環境、育ちやすい環境を整えます。

(2) 健康づくりの推進

誰もが、一生を通して健やかで生き生きと暮らせるように、みんなで健康の増進を図りながら、各年代にあった健康づくり、生活改善の推進などに取り組みます。

(3) 地域医療体制の充実

市民の健康を守るため、医療機関を整備し地域医療体制の充実を図ります。

(4) 地域福祉の推進

誰もが、安心して暮らすことができるように、支援を必要とする人への支援など、地域の中で支え合うまちを構築します。

(5) 障がい者福祉の充実

障がい者が、地域で安心して生活できるように、障がい者を支えるサービスの充実や、社会参加機会の拡充を図ります。

(6) 高齢者福祉の推進

高齢者が、住み慣れた地域で安心して生き生きと生活できるように、社会参加の機会を拡充させるとともに、介護予防への取り組みや介護サービスの充実を図ります。

(7) 社会保障制度の健全運営

必要な人が、安心して社会保障を受けることができるように、各種社会保障制度の適切な運用を図ります。

Ⅱ. **学び** 生きがいを育む学びのまちづくり

将来を担う人材を育成し、あらゆる世代の人々が、地域の歴史・文化を学び心身を育むまちづくりを目指します。

(1) 学校教育の充実

子どもたちが、社会において自立的に生きるための「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を育む教育を推進します。また、より良い教育環境を築くため、学校の小中一貫教育と適正規模・適正配置を進めます。

(2) 生涯学習・芸術文化活動の推進

図書施設の整備などにより、地域や世代を超えた生涯学習機会の充実を図ります。また、さまざまに展開されている市民の芸術文化活動を推進します。

(3) 青少年の健全育成

次世代を担う青少年の健やかな育成に向けて、家庭、地域、学校の連携や相談体制の強化を図り、青少年の自主的な活動を支援します。

(4) 生涯スポーツ活動の振興

生涯にわたりスポーツに親しみ、心身ともに健やかに暮らすことができるように、市民の健康増進や交流の機会としての生涯スポーツ活動に取り組みます。

(5) 文化財の保存・活用

ヤマザクラや重要伝統的建造物群保存地区など地域の特徴ある文化資源の保存・活用に取り組み、文化財の魅力向上を図ると共に、それらを活かした市民の活動を展開します。

Ⅲ. **安心** 安全安心な暮らしのまちづくり

犯罪がなく災害に強い、安全で安心して暮らすことができるまちづくりを目指します。

(1) 防災・消防対策の充実

防災対策の拠点となる市役所庁舎を整備し、災害時の情報伝達や各避難所の機能強化、地域での自主防災組織の充実と避難訓練による防災意識の向上など、危機管理体制の強化を図ります。

(2) 防犯及び消費生活対策の推進

多様化する犯罪に対して、防犯意識の向上や地域防犯活動を支える人材の育成を図ります。また、急増する消費生活トラブルから市民を守り、安心した消費生活が営める地域づくりに努めます。

(3) 交通安全対策の推進

交通安全施設の整備や市民の交通安全意識の向上に努め、地域における交通安全の確保を図ります。

IV. **活力** 活力ある産業のまちづくり

地域の資源を生かした農林・商工・観光産業が活力に溢れ、地域内における経済循環が活発なまちづくりを目指します。

(1) 農林業の振興

農業基盤の整備や新たな担い手の育成、就業環境づくりを促進すると共に、商品価値の高い新たな作物の育成とブランド化、海外を含めた新規販路の開拓など、地場産品をPRする取り組みを進めます。

(2) 商工業の振興

地場産業の石材業をはじめ、地域の企業への多様な支援を進めるほか、企業誘致を推進して雇用を創出します。また、地域に根ざした商業の活性化を図ります。

(3) 観光の振興

ヤマザクラや真壁の町並みをはじめとする本市の豊かな観光資源を活かして、市民が主体となる観光振興の取り組みを進め、交流人口の増大による地域活性化を図ります。

V. **快適** 快適な暮らしのまちづくり

豊かな自然環境に包まれ、快適で暮らしやすい生活環境が整ったまちづくりを目指します。

(1) 計画的な土地利用の推進

地理的条件や地域の特性を活かした土地利用を計画的に誘導することで、都市拠点の形成と農村集落の維持を図り、それらが調和した質の高い生活空間を醸成して、次世代に引き継ぐことができるまちを築きます。

(2) 景観の良い住環境の保全

ヤマザクラをいかした景観の形成や適切な公園整備により、潤いとやすらぎのある生活環境を創出します。また、空き家の利活用による住宅の提供や市営住宅の適正な運用など、住みやすい環境を形成し定住促進を図ります。

(3) 道路網の整備

広域的な産業の振興を図るため、都市の基盤となる幹線道路の整備を促進します。また、生活に欠かせない道路などについての維持補修、災害時にも対応できるような道路の整備など、安全で円滑に移動できる道路交通の構築を図ります。

(4) 公共交通の充実

交通弱者とされる子どもや高齢者を含めた全ての人が、鉄道やバス、タクシーなどの公共交通機関を利用して、便利で快適に移動できる公共交通網の形成を図ります。

(5) 下水道の整備

清潔で快適な生活環境を確保するため、生活排水の適切な処理を進めます。

(6) 上水道の整備

災害時に強いライフラインの確保、日常の生活に欠かすことのできない安全安心な水の提供に努めます。

(7) 廃棄物の抑制と適切な処理

ごみの排出が徹底的に抑制され、再利用・再生利用される資源循環型社会形成への取り組みを進めます。

(8) 生活環境の保全

豊かな自然を後世に引き継ぐため、自然環境保全の意識啓発や環境美化の取り組みを進めると共に、自然の力を利用した再生可能なエネルギー環境の構築を図ります。

VI. **自治** みんなで築く自治のまちづくり

市民と行政が協働で地域を築き、効果的・効率的な行財政運営を推進する自治のまちづくりを目指します。

(1) 市民協働のまちづくり

区長会や地域の市民活動団体、NPO法人やボランティアなどによる多様で自主的な活動を支援し、協働によるまちづくりを進めます。

(2) 人権尊重のまちづくり

人権啓発活動を進めて市民の人権尊重に関する理解を深めると共に、男女が共に働きやすい環境づくりによる男女共同参画社会の構築に努め、みんなが暮らしやすいまちづくりに取り組みます。

(3) 時代に合った自治体運営

総合計画を基軸として、行政評価の運用や不断の行財政改革の推進、窓口サービスの利便性向上を図り、計画的な行政運営を進めます。また、新庁舎を整備して行政運営のさらなる合理化を図ると共に、市民にとって使いやすい公共施設の整備・統合を進めます。

(4) 組織経営と人事マネジメントの充実

多様な市民ニーズに対応できる組織機構の適正化を図ると共に、職員の能力向上のための人材育成に取り組みます。

(5) 健全な財政運営の推進

総合計画の施策を着実に実行するため、計画と予算編成の連動を図り、徹底した経費の縮減や効果的な財源配分、民間活力の活用などに努め、健全で持続可能な財政運営を進めます。

第2章 人口と財政、土地利用の見通し

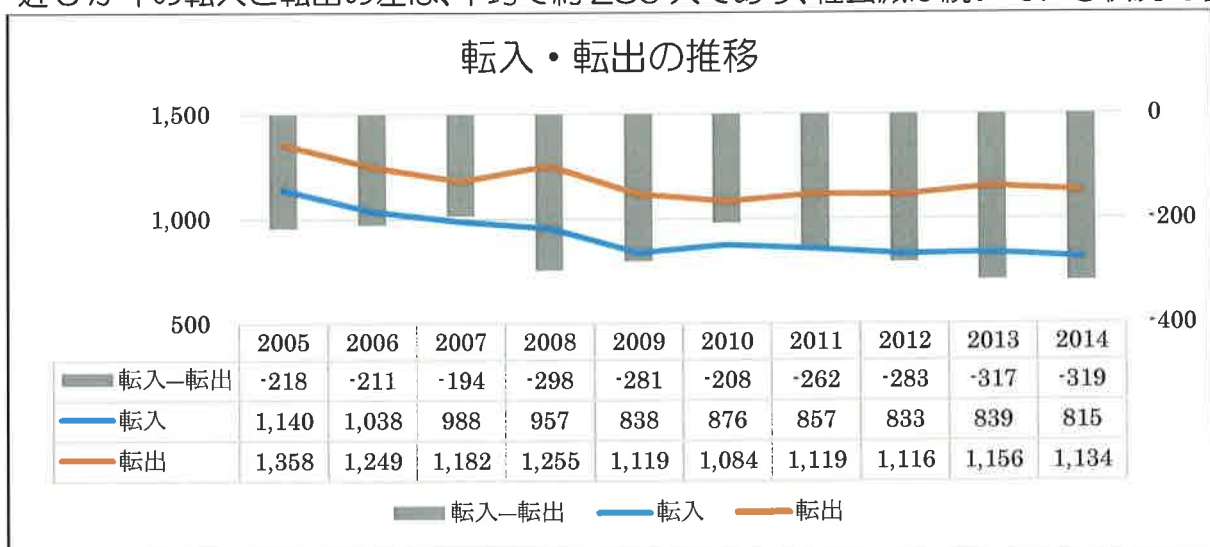
1. 人口の見通し

(1) 人口の動向

本市の2040（平成52）年の人口は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（2013（平成25）年3月推計）」によれば、30,153人になると推計されています。また、2014（平成26）年5月に日本創成会議が発表した将来推計人口では、人口移動が収束しない場合、27,680人まで減少すると推計されています。

(2) 社会動態

近年、転出数は横ばい傾向ですが、転入数は年々減少しており、2014（平成26）年の転入者数は815人であり2005（平成17）年対比で28.5%減少しています。直近5か年の転入と転出の差は、平均で約280人であり、社会減が続いている状況です。

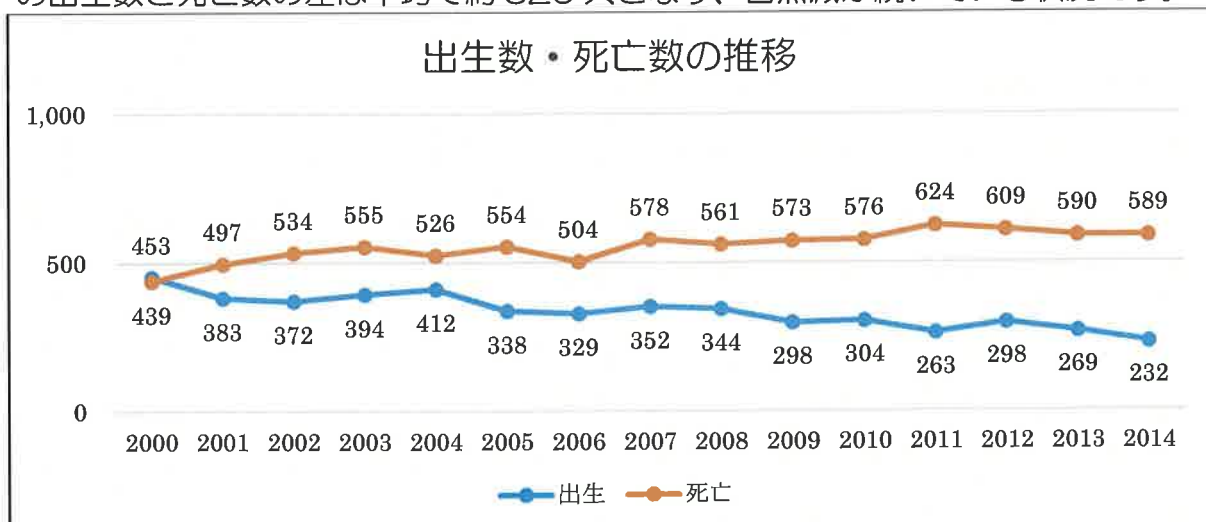


*常住人口調査より作成しています。

(3) 自然動態

出生数は年々減少しており、2014（平成26）年は232人であり、2000（平成12）年対比で48.7%減少しています。

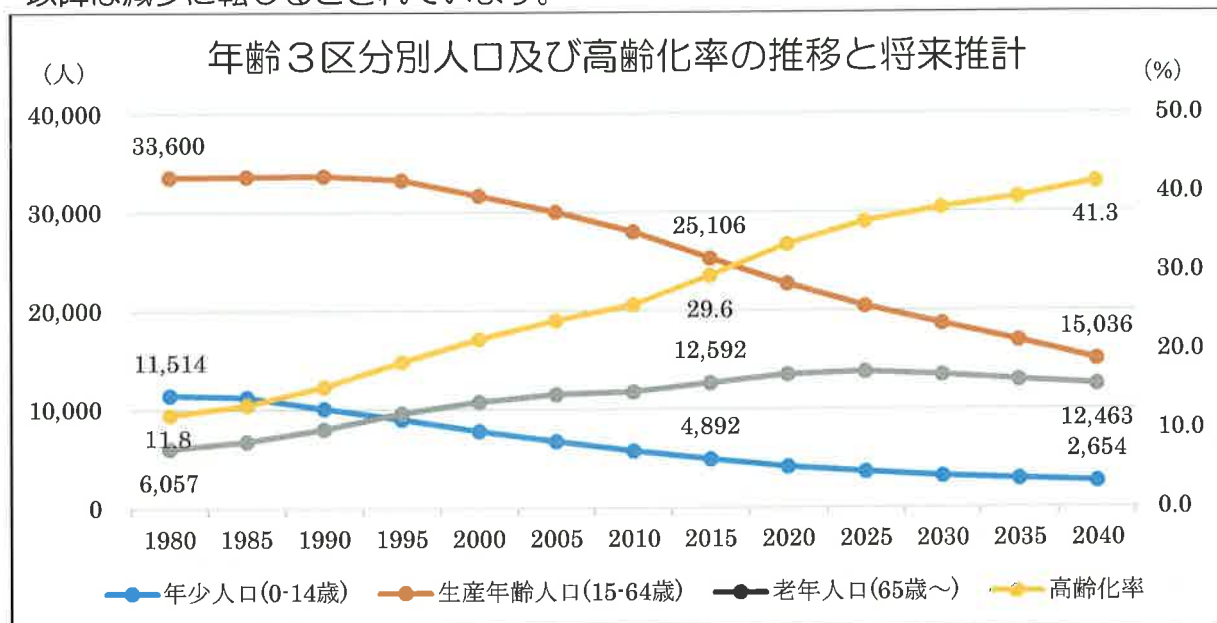
一方、死亡数は増加傾向にありましたが、近年は横ばいとなっています。直近5か年の出生数と死亡数の差は平均で約320人となり、自然減が続いている状況です。



*常住人口調査より作成しています。

(4) 年齢3区分別人口（年少人口0～14歳、生産年齢人口15～64歳、老年人口65歳～）の推移と推計

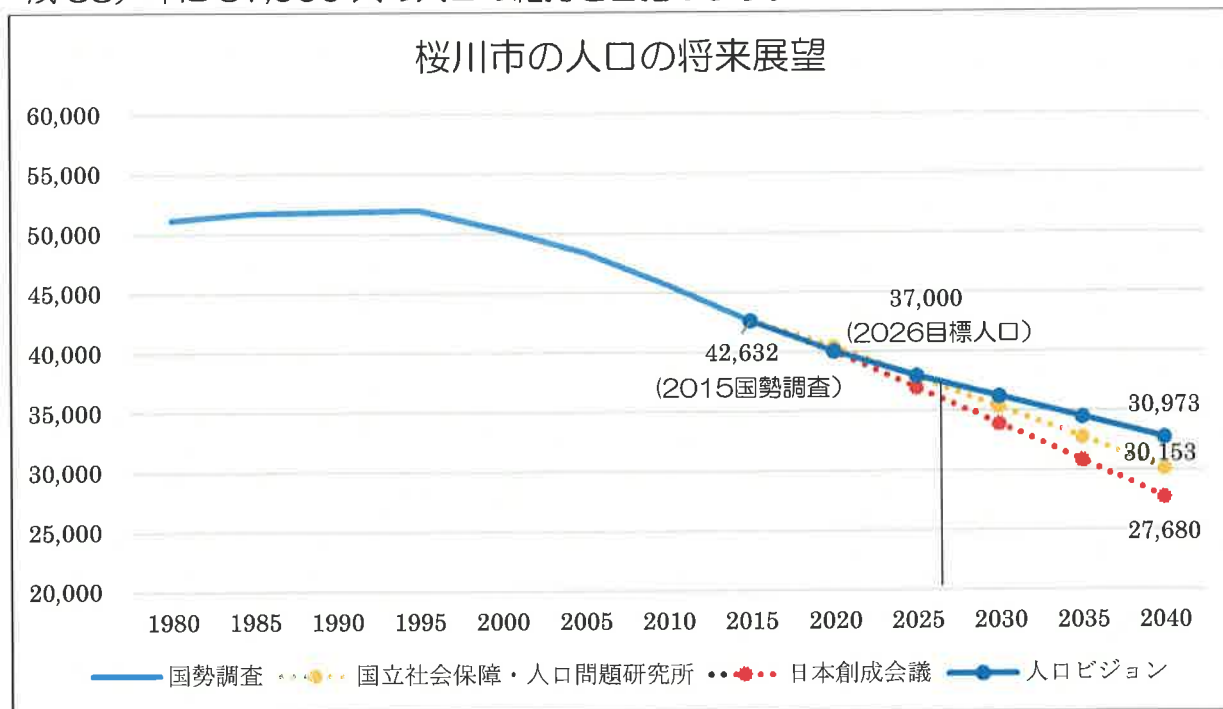
年少人口が1980（昭和55）年以降、生産年齢人口が1990（平成2）年以降減少し続けています。老年人口はこれまで増加し続けてきましたが、2025（平成37）年以降は減少に転じるとされています。



*2015（平成27）年までは国勢調査人口、2020（平成32）年以降は国立社会保障・人口問題研究所推計値を記載しています。2015（平成27）年の年齢3区分別人口合計は、年齢不詳があるため人口総数と一致しません。高齢化率は年齢不詳を除いて算出しています。

(5) 人口の将来展望

今後、桜川市の魅力に合致した雇用を創出し、20代・30代の若年層の移住・定住を重点的に進めるとともに、結婚・出産・子育て支援を強化することで出生数の増加を目指します。こうした施策を組織横断的に取り組むことにより、2025（平成37）年ごろには生産年齢人口が増加傾向に転じ、それに伴い年少人口も増えることで、2026（平成38）年に37,000人の人口の維持を目指します。



2. 財政の見通し

(1) 財政状況

本市の財政状況は、健全な財政体質の維持と財政環境の変化に対応した財政運営を目標に取り組んできましたが、バブル崩壊後の長引く景気低迷などの影響を受け、雇用環境の悪化や企業収益の落ち込みにより、大変厳しい状況にあります。

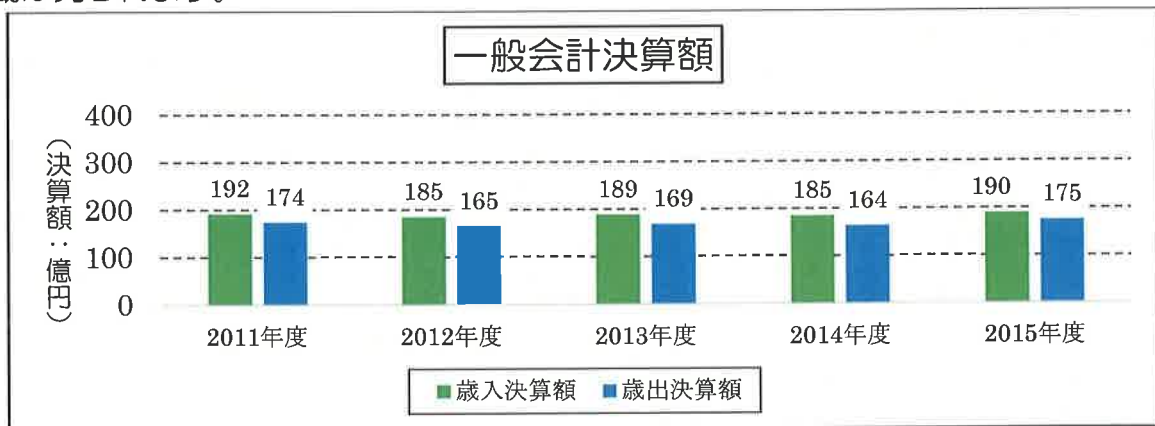
歳入面では、「第2章 1.人口の見通し」にあるように人口(特に生産人口)の減少が続き、市民税の増収を見込むことが困難であることから、今後ますます交付税に依存する財政運営となることが予想されています。

歳出面では、生活保護費に代表される扶助費の増加に加え、公共施設の老朽化による大規模修繕による多額の経費増大が見込まれます。

また、桜川筑西 IC 周辺開発事業や病院整備事業、さらに新庁舎建設事業など大規模なプロジェクトを控えており、収支バランスを考慮した財政計画が必要となっています。

(2) 決算額の推移

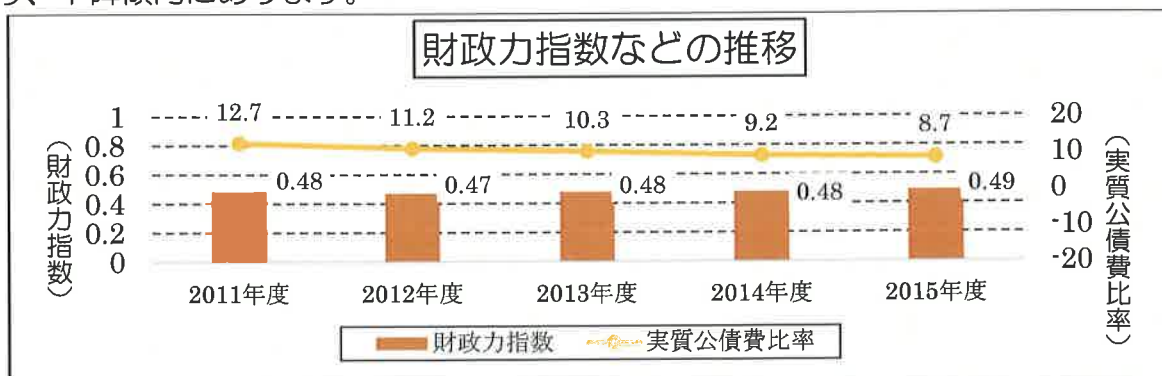
各年度の歳入歳出決算額については、定額給付金などの臨時的経費があったため、変動が見られます。



(3) 財政力指数などの推移

財政力指数(※1)は、人口(特に生産人口)の伸びがなく、行政にかかる需要額の減少もないことから、横ばいで推移しています。

また、実質公債費比率(※2)は、繰上償還や合併特例債の償還が始まったことにより、下降傾向にあります。

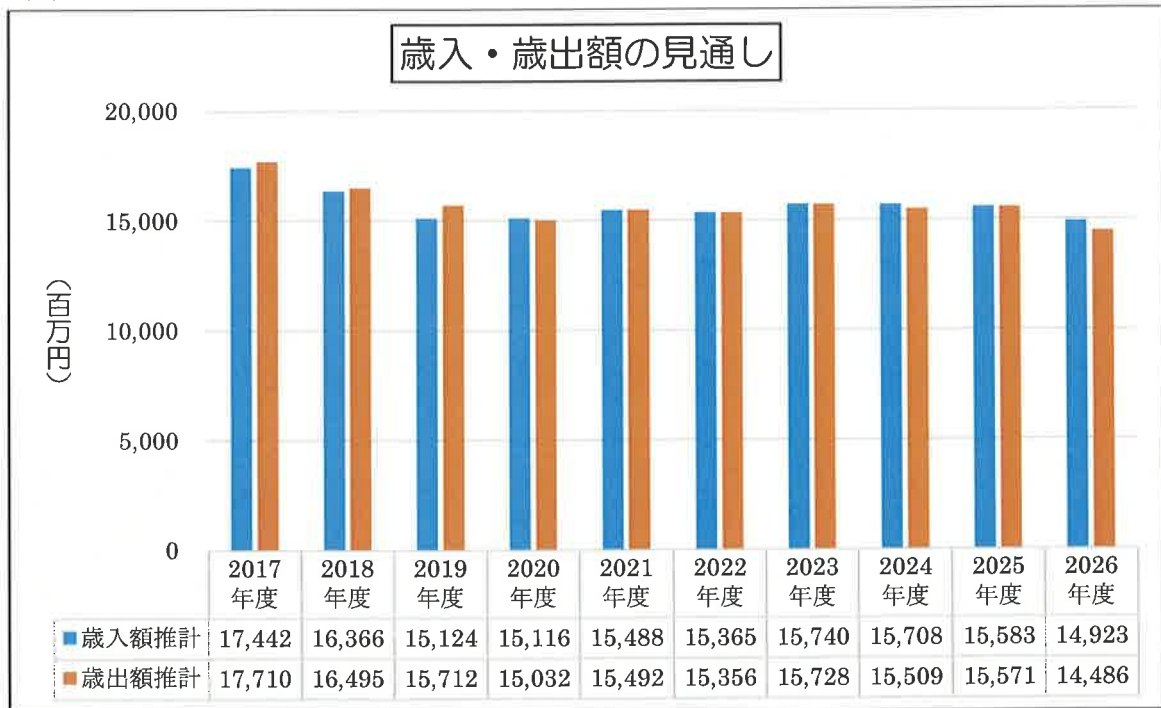


(4) 歳入・歳出の見通し

歳入面では、人口の増加が見込めないため、増収を見込むことは困難です。

歳出面では、桜川筑西 IC 周辺開発事業や病院整備事業、さらに新庁舎建設事業など大規模なプロジェクトが計画されており、歳入歳出差引額が歳出超過になる年度があるものと予想され、財政調整基金の取り崩しが見込まれます。

これまで以上に経費の抑制に努め、行政評価により事業の効果や優先度・重要性を明らかにしながら、選択と集中を図り、限られた財源を効果的・効率的に活用することが必要となります。



*「新市建設計画(2015(平成27)年11月変更後)」における財政計画をもとに、今後の経済情勢などの変動を考慮しない想定において作成しています。

*歳出額の超過する年度においては、財政調整基金の取り崩しを見込んでいます。下表は、取り崩しを見込んだ場合の財政調整基金残高です。

(単位：百万円)

年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
財政調整基金残高	3,732	3,603	3,015	3,015	3,011	3,011	3,011	3,011	3,011	3,011

【用語解説】

(※1) 財政力指数とは、人口や面積などに応じて標準的な行政活動を行う財源をどのくらい自力で確保できるかを表した指標で、通常3ヶ年平均で表します。単年度で1.0以上になると普通交付税の不交付団体となります。

(※2) 実質公債費比率とは、一般会計などが負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する割合のことです。

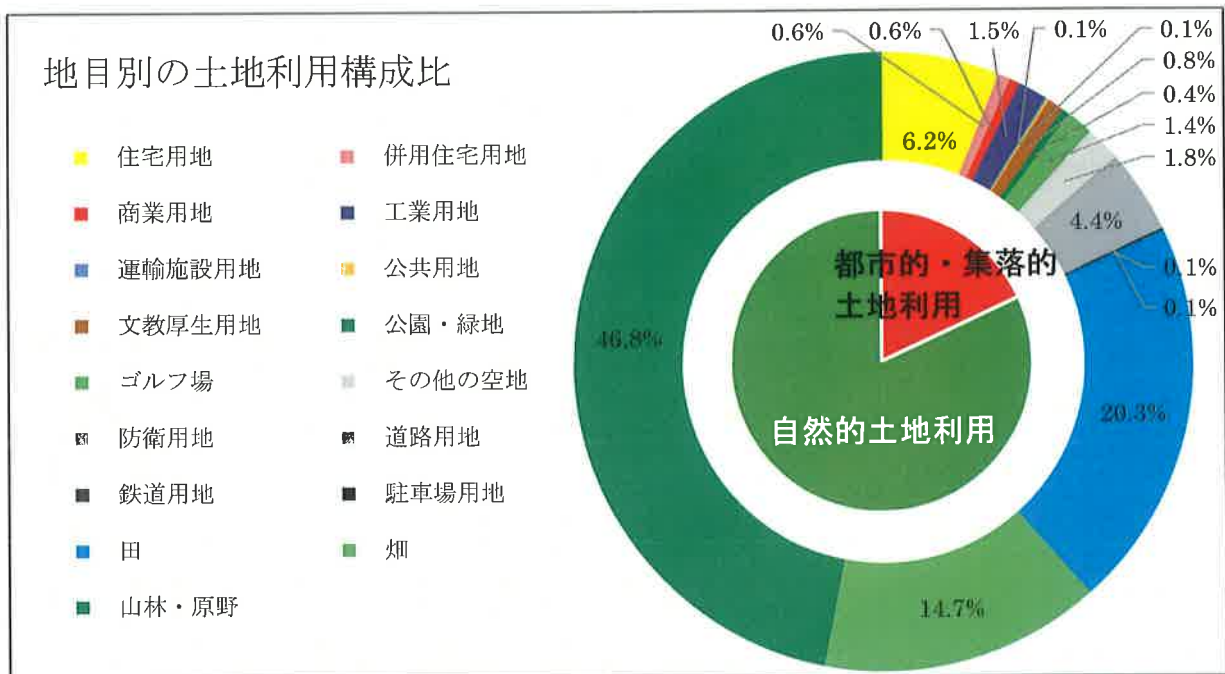
3. 土地利用の見通し

(1) 土地利用の現況

桜川市では、古くから自然地形を尊重した土地利用が行われてきました。人々の居住の場は、主に街道沿いや山裾、河川沿いの微高地に分布し、ヤマザクラが山々を彩る風景に包まれて豊かな暮らしを営んできました。このように自然と共生した土地利用が行われてきた結果、本市の土地利用構成は、自然的土地利用が全体の約 82 % を占めるのに対して、都市的・集落的土地利用は全体の約 18 % に限られています。自然的土地利用は、その過半が農用区域や自然公園地域（※1）の指定を受けています。

また、本市は、1795（昭和 52）年に都市計画法の規定に基づく区域区分（※2）が定められており、市域全体の約 5 % が市街化区域（※3）に、約 95 % が市街化調整区域（※4）にそれぞれ指定されています。

本格的な人口減少社会を迎え、開発需要が低下するなかで、これらの構成比は今後も続くと思込まれます。



*2011（平成 23）年都市計画基礎調査をもとに作成しています。

*都市的・集落的土地利用は、住宅用地、併用住宅用地、商業用地、工業用地、運輸施設用地、公共用地、文教厚生用地、公園・緑地、ゴルフ場、その他の空地、防衛用地、道路用地、鉄道用地及び駐車場用地です。

*自然的土地利用は、田、畑、山林・原野及び水面です。

【用語解説】

（※1）自然公園地域とは、自然公園法により定められた、自然の景観を保護し、国民の保健に資することを目的とした地域です。

（※2）区域区分とは、都市計画法第 7 条第 1 項に規定する市街化区域と市街化調整区域との区分で、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るために、国の同意を得て都道府県が定めるものです。

（※3）市街化区域は、都市計画法第 7 条第 2 項に規定する区域で、すでに市街地を形成している区域（既成市街地）及び優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域（新市街地）です。

（※4）市街化調整区域は、都市計画法第 7 条第 3 項に規定する市街化を抑制すべき区域で、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るために定めるものです。

(2) 土地利用の主な課題

桜川市では、人口の約75%が市街化調整区域内の集落に居住しています。この区域は、高度経済成長期に設定された土地利用規制が色濃く残っており、地域コミュニティの衰退や集落環境の悪化の要因のひとつになっていると考えられます。このため、都市計画制度の見直しによる土地利用規制の適正化が求められています。

また、本市は、古くから市街地と集落とが密接に関わる都市構造を形成してきました。市街地は、医療、福祉、商業などの都市機能を担い、集落は、水源の涵養や里山の保全など都市機能以外の多面的機能を発揮して本市の都市基盤を側面から支えています。そのような中、本市では、都市構造の中核となる拠点が存在しないことから市民の日常生活圏が拡散する傾向にあり、自立的な都市圏を構築するために新たな拠点の形成を図ることが求められています。

(表1) 区域区分別の面積の推移

		1975年	1980年	1985年	1990年	1995年	2000年	2005年	2010年
市街化区域	面積(ha)	—	813	812	844	844	851	851	851
	構成比(%)	—	4.5	4.5	4.7	4.7	4.7	4.7	4.7
市街化調整区域	面積(ha)	—	17,193	17,194	17,162	17,162	17,155	17,155	17,155
	構成比(%)	—	95.5	95.5	95.3	95.3	95.3	95.3	95.3
合計	面積(ha)	18,006	18,006	18,006	18,006	18,006	18,006	18,006	18,006

(表2) 区域区分別の人口の推移

		1975年	1980年	1985年	1990年	1995年	2000年	2005年	2010年
市街化区域	人口(人)	—	13,162	13,780	13,585	13,546	13,074	12,402	11,901
	構成比(%)	—	25.7	26.6	26.2	26.1	26	25.6	26.1
市街化調整区域	人口(人)	—	38,009	37,986	38,295	38,426	37,260	35,998	33,772
	構成比(%)	—	74.3	73.4	73.8	73.9	74.0	74.4	73.9
合計	人口(人)	50,333	51,171	51,766	51,880	51,972	50,334	48,400	45,673

* (表1) 及び (表2) は、2011(平成23)年都市計画基礎調査をもとに作成しています。

(3) 土地利用基本構想

土地利用の現況と課題を踏まえ、次のとおり土地利用基本構想を掲げます。

桜川市は、先人達から受け継いだ“まち”とそれを包む豊かな自然とが織り成すこの原風景が、かけがえのない市民共有の財産であることを自覚し、これを守り、はぐくみ、その価値を一層高め、次世代へと住み継いでいくことを目指します。

そのために、土地利用に当たっては公共の福祉を優先させ、土地利用のあり方を「量の拡大」から「質の向上」へと転換します。都市的土地利用は、拠点に集約しつつ、拠点以外の地域では原則抑制し、集落的土地利用は、自然的土地利用との調和を図りつつ、地域の合意形成のもと、計画的な誘導に努めます。

(4) ゾーニング別土地利用基本構想

土地利用基本構想の具体的なあり方を示すために、次のとおりゾーニング別土地利用基本構想を定めます。ゾーニング別土地利用基本構想は、市全域を対象とする土地利用の一般則です。

① 複合産業誘導ゾーン

複合産業誘導ゾーンは、市街化区域のうち、商業、業務、工業その他の用途によって構成される複合産業用途に供することが想定される地域です。このゾーンでは、複合産業用途の導入を優先し、これを阻害するおそれのある用途の抑制を図ります。

② 市街地ゾーン

市街地ゾーンは、市街化区域のうち、現に住居、商業、業務その他の用途に供され、又は供されることが想定されている地域です。このゾーンでは、現に形成されている住居、商業、業務その他の用途の環境の保護を優先し、工業の用途の抑制を図ります。

③ 工業生産ゾーン

工業生産ゾーンは、(ア)市街化区域のうち、現に工業の用途に供され、又は供されることが想定される相当規模の一団の地域及び(イ)市街化調整区域のうち、現に工業の用途に供されている相当規模の一団の地域です。このゾーンでは、現に形成されている工業の用途の環境の保護を優先し、住居の用途の抑制を図ります。

④ 農業振興ゾーン

農業振興ゾーンは、市街化調整区域のうち、農業振興地域の整備に関する法律に規定する農業振興地域（自然共生ゾーンに係る地域を除く。）です。このゾーンでは、農業上の土地利用の保護を優先し、都市的土地利用の抑制を図ります。

⑤ 自然共生ゾーン

自然共生ゾーンは、市街化調整区域のうち、自然公園地域、自然環境保全地域、保安林及び国有林に係る地域です。このゾーンでは、自然的土地利用の保護を優先し、都市的土地利用の抑制を図ります。ただし、自然的土地利用との調和を図りつつ、これらを観光資源として活用する場合には、この限りではありません。

(5) 拠点別土地利用基本構想

土地利用基本構想の具体的なあり方を示すために、次のとおり拠点別土地利用基本構想を定めます。拠点別土地利用基本構想は、主として都市構造の拠点となる地域を対象とする土地利用の特別則であり、ゾーニング別土地利用基本構想に優先します。

① 桜川・筑西IC周辺地区

桜川・筑西IC周辺地区は、将来的な市街化区域への編入を視野に、計画的かつ段階的なインフラの整備と医療、福祉、商業その他の高次都市機能の集積を図り、市の中核となる新たな複合都市拠点の形成を推進します。

② 岩瀬市街地

岩瀬市街地は、市民の日常生活を支援する生活支援型の都市拠点として、引き続き、生活支援機能の維持・増進に努めるとともに、長期的かつ継続的なインフラの整備を図り、良好な住環境の形成に努めます。

③ 羽黒市街地

羽黒市街地は、生活支援型の都市拠点として、新たな生活支援機能の集約・確保に努めます。また、農地や雑種地などが残り、計画的な市街地の形成が進展していない地区にあっては、土地利用計画の見直しを視野に検討を進めます。

④ 大和市街地

大和市街地は、行政機能の集まった行政機能型の都市拠点として、現在の行政機能の維持・増進を図るとともに、新たな行政機能の集約・確保を図ります。

また、農地や雑種地などが残り、計画的な市街地の形成が進展していない地区にあっては、土地利用計画の見直しを視野に検討を進めます。

⑤ 真壁市街地

真壁市街地は、生活支援型の都市拠点として、生活支援機能の維持・増進に努めるとともに、重要伝統的建造物群保存地区をはじめとする歴史資源を活かした風格のあるまちづくりを推進します。

⑥ 工業団地・石材団地

つくば真壁工業団地及び台山高森工業団地は、工業生産機能に特化した工業専用型の工業拠点として、現在の工業生産機能の維持・増進に努めます。

南飯田地区、間中地区及び稲地区は、集落調和型の工業拠点として、現在の工業生産機能の維持に努めつつ、土地利用計画の見直しを視野に検討を進めます。

真壁石材谷貝団地及び真壁石材塙世団地は、工業専用型の工業拠点として石材業の特性にふさわしい都市機能の維持・増進に努めます。

⑦ 集落生活圏

水源の涵養や里山の保全などの多面的機能を発揮する集落は、自然的土地利用が全体の約 82% を占める桜川市にとってなくてはならない存在です。また、歴史と伝統を受け継ぎ、自治的な共助機能を備えた地域コミュニティは、人口減少・少子高齢社会に対応し得る可能性を秘めた貴重な資産であると考えられます。

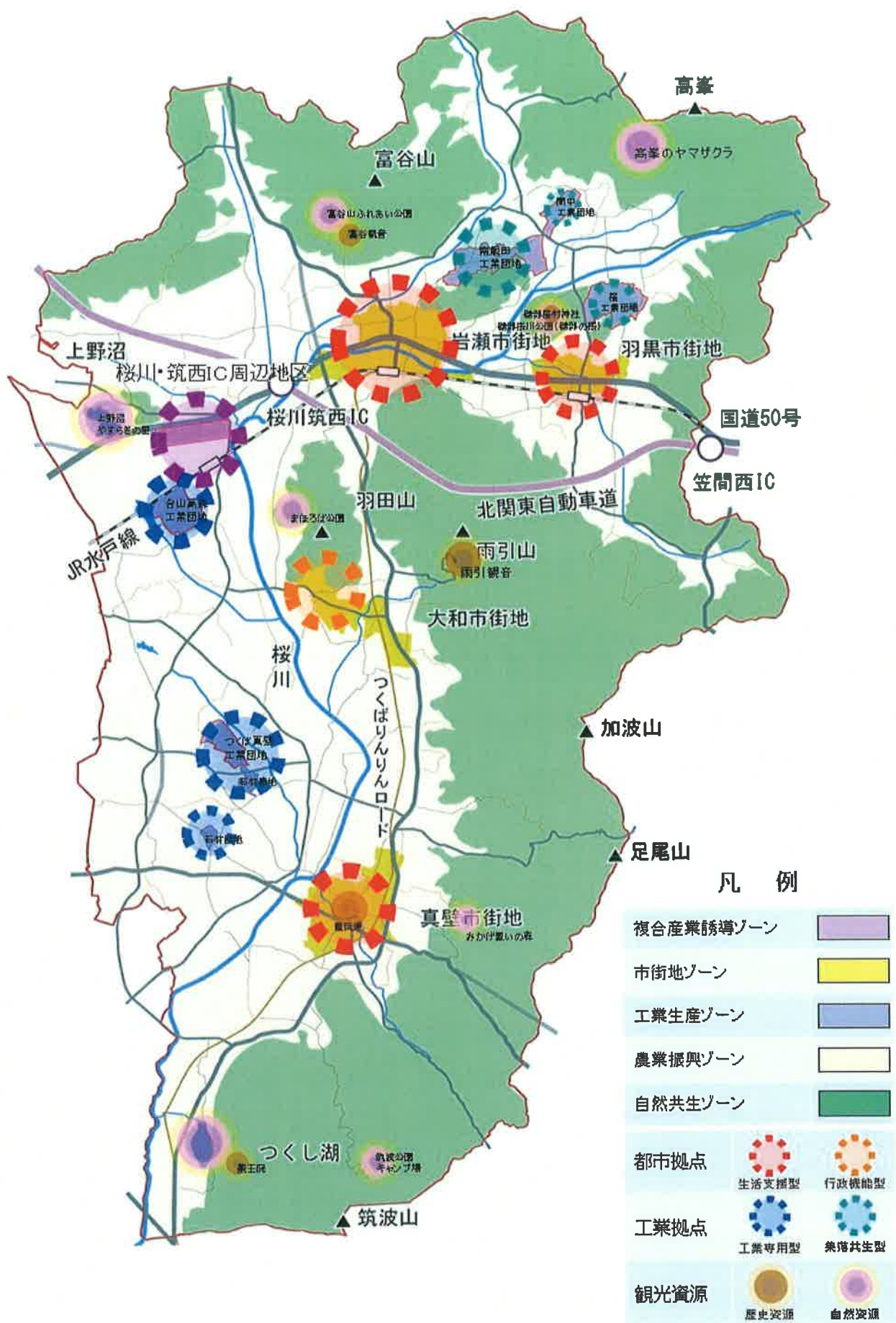
本市は、市街化調整区域内の集落を次世代へ継承していくことを目指し、集落が構成する自立的な日常生活圏（集落生活圏）の形成を支援するとともに、その制度的基盤として、農業による土地利用と調和を図りつつ、地区計画（※5）の策定を推進します。

また、良好な住環境が形成されている郊外住宅地や公園など集落生活圏の一部を構成する地区では、それぞれの地区にふさわしい土地利用の形成又は転換に努めます。

【用語解説】

（※5）地区計画は、都市計画法第 12 条の 4 第 1 項第 1 号に規定する都市計画で、地域の合意形成を経て、それぞれの地域の特性にふさわしいまちづくりを誘導するための計画です。

桜川市土地利用基本構想図



凡例

- 複合産業誘導ゾーン
- 市街地ゾーン
- 工業生産ゾーン
- 農業振興ゾーン
- 自然共生ゾーン
- 都市拠点
 - 生活支援型
 - 行政機能型
- 工業拠点
 - 工業専用型
 - 兼営共生型
- 観光資源
 - 歴史資源
 - 自然資源

